

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|-------------------------------|--|
| <p>(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 (ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> | <p>(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 (ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> | <p>(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 (ア) 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> | <p>(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務 ◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があつた、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった</p> | <p><主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があつた216件全てについて、8業務日以内に交付した。 (別添4-1)</p> | <p><評定と根拠> 評定b 概算払請求のあつた全てについて8業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (216件/216件) であった。</p> | <p><課題と対応> 特になし</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |
| | | | | | | | |
| <p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、ま</p> | <p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> | <p>(イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> | <p>◇(イ) 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があつた、てん菜糖、鹿児島県産甘しあ糖、沖縄県産甘しあ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は100%で</p> | <p><主要な業務実績> 国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があつた185件全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (185件/185件) であった。</p> | <p><評定と根拠> 評定b 交付申請のあつた全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (185件/185件) であった。</p> | <p><課題と対応> 特になし</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p> |
| | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| <p>た、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> | | <p>あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> | | | |
| <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> | <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> | <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> | <p>◇(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%（12回/12回）であった。</p> <p>(別添4-3)</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%（12回/12回）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |
| <p>イ でん粉関係業務</p> <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求における概算払請求におい</p> | <p>イ でん粉関係業務</p> <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求における概算払請求におい</p> | <p>イ でん粉関係業務</p> <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求における概算払請求におい</p> | <p>イ でん粉関係業務</p> <p>◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があつた、でん粉原料用いも交付金</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>概算払請求があつた、でん粉原料用いも交付金</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|--|
| <p>いて、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> | <p>て、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> | <p>て、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> | <p>の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった</p> | <p>払請求があった66件全てについて、8業務日以内に交付した。 (別添4-4)</p> | <p>100% (66件/66件) であった。 <課題と対応> 特になし</p> | |
| <p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> | <p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> | <p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> | <p>◇(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった</p> | <p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があつた64件全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (64件/64件) であった。 (別添4-5)</p> | <p><評定と根拠> 評定b 交付申請のあつた全てについて18業務日以内に交付することができた。達成度合は100% (64件/64件) であった。 <課題と対応> 特になし</p> | <p>評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| (ウ) 業務内容等の公表 | (ウ) 業務内容等の公表 | (ウ) 業務内容等の公表 | ◇(ウ) 業務内容等の公表 | <主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。ととともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 | <評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 | 評定 |
|--|--|--|---|--|---|-------------------------|
| ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日) | 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 | 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 | ◇(ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった | <別添 4-6> | <課題と対応> 特になし | b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |
| (2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日) | (2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 | (2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 | ◇ア 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成の影響により、多くの担当職員が勤めなくなってしまった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があつたものと認められるため、a 評価とした。 | <評定と根拠> 評定 a 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 | <課題と対応> 輸入指定糖等からの調整金徴収業務については、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、多くの担当職員が勤めなくなってしまった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があつたものと認められるため、a 評価とした。 | a |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|--|
| | を翌月の15日までに公表する。 | を翌月の15日までに公表する。 | ための優れた取組内容が認められる b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった | 職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Web システムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。 | 勤務や地方事務所の活用により通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するための体制を整備することができたことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし | |
| イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日) | イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るために、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 | イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るために、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 | ◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった | <主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 (別添4-7) また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの担当職員が出勤困難となった場合でも、業務を継続し通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するためのスキームを構築するなど、業務の見直しや体制整備等をいち早く行うことができたこと | <評定と根拠> 評定 a 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の 15 日までに公表することができた。達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があつたものと認められるため、a 評価とした。 | 評定 a 新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Web システムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があつたものと認められるため、a 評価とした。 |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|--|
| | | | | <p>などで売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p> | <p>から、a評価とした。 <課題と対応> 特になし</p> | |
|--|--|--|--|---|---|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込みよりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込みを下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--|----------------------|--|
| 1-5 | 5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 (2) 需給等関連情報の提供 (3) 情報提供の効果測定 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 一 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190 |

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|------------|------------|--------------|--------------|------|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 5 情報収集提供業務 | 5 情報収集提供業務 | 5 情報収集提供業務 | ○ 5 情報収集提供業務 | | | <p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>小項目の評定は a が 1、b が 6 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 7</p> <p>評定 s の小項目数： 0×4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数： 1×3 点 = 3 点</p> <p>評価 b の小項目数： 6×2 点 = 12 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 15 点 ($15 / 14 = 107\%$)</p> <p>・調査テーマの重点化については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、令和 3 年度情報検討委員会を、分野毎に計画どおり開催（Web 開催）し、前年度の情報検討委員会で委員から出された意見等は、令和 3 年度に提供したレポート等に適切に反映している。また、海外情報については、JETRO への委託により北米、EU 及び大洋州地域を調査対象範囲として海外情報収集・提供体制を維持することができている。</p> <p>・外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube 等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ることができた。</p> <p>・提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施できている。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし</p> |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|-----------------------------------|
| (1) 調査テーマの重点化 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 【指標】 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。(参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年3回開催) | (1) 調査テーマの重点化 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 | (1) 調査テーマの重点化 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業が新たな国際環境に置かれ、さらに世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きな影響を受けていることなどを踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和3年度の実施状況及び令和4年度の計画について検討する。 | (1) 調査テーマの重点化 ◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | <主要な業務実績> 情報利用者等のニーズを的確に把握するため、令和4年3月に畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催(Web開催)し、令和3年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和4年度の計画について検討した。 また、前年度の情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関する重要な情報の提供を行った。 さらに、海外情報については、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)への委託により北米、EU及び大洋州における調査事業を実施し、海外情報収集提供業務を行う体制を維持した。 | <評定と根拠> 評定b 令和3年度情報検討委員会を、分野毎に計画どおり開催した。前年度の情報検討委員会で委員から出された意見等は、令和3年度に提供したレポート等に適切に反映することができた。 また、JETROにおける委託調査事業においては、北米、EU及び大洋州地域を調査対象範囲とした海外情報収集・提供体制を維持することができた。 | 評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。 |
| | | | | | <課題と対応> 特になし | |
| また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。 | また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。 | (1) 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で | <主要な業務実績> 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、対面での実施が困難であったが、TeamsやYouTube等のツールを活用して調査報告会、講演依頼や個別説明要請等に対応することができた。特に、調査報告会は、オンラインのため広く全国から参加 | <評定と根拠> 評定a 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、対面での実施が困難であったが、TeamsやYouTube等のツールを活用して調査報告会、講演依頼や個別説明要請等に対応することができた。特に、調査報告会は、オンラインのため広く全国から参加 | 評定 a 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ることができ、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握できたことは目標を上回る成果があつたものと認められるため、a評価とした。 | |
| | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| | | | <p>あり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>これらの実施回数を前年度と比べ大幅に増加させた上、調査報告会においてはコロナ禍以前の対面での開催時よりも多くの参加者を得ることができた。</p> <p>①調査報告会の開催：5回（令和2年度3回） ②外部からの講演依頼：5回（令和2年度1回） ③新聞等での引用等：1,366件（令和2年度1,491件） ④面談等による個別説明の要請等：7件（令和2年度3件） (別添5-1)</p> <p>があった上、JETRO調査員による現地の最新情報、食肉代替食品といったタイムリーなテーマを取り上げたことで、参加者から「代替肉への需要と、その理由が分かりやすく説明されていた。」など高評価を得られることができた。これらの取組により、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握が十分にできたことから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし</p> | |
| <p>(2) 需給等関連情報の提供</p> <p>需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月)</p> | <p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>需給等関連情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p> | <p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p> | <p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供</p> <p>◇ア 情報の期間内の公表</p> <p>分子を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未</p> <p><主要な業務実績></p> <p>情報件数1,237件（うち需給関連統計情報658件、需給動向情報579件）の全てを期間内に公表した。 (別添5-2)</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた期間内に迅速に公表できた。達成度合は100%（1,237件/1,237件）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | |
|---------------|------------------------------------|------------------------------------|---|---|---|--|
| | | | 満であった | | | |
| | また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。 | また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。 | <p>◇イ 情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等があった場合の迅速な対応</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>情報利用者等から 204 件（うち国から 60 件、国以外から 144 件）の問合せがあり、情報を保有していた 185 件については、全て翌業務日以内に対応した。</p> <p>なお、情報を保有していないかった 19 件については、新たなデータの収集を行い、2～11 日後までに対応した。</p> <p>(別添 5-2)</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |
| (3) 情報提供の効果測定 | (3) 情報提供の効果測定等 | (3) 情報提供の効果測定等 | <p>（3）情報提供の効果測定等</p> <p>ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価で 4.0 以上の評価を得る。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、職員による現地調査に制約がある中、国際会議への Web 参加、JETRO 調査員の活用、新たな委託先発掘を伴う委託調査件数の増加などの取組により、情報誌を休刊することなく発行し、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響が持続する中でも調査方法を工夫して取り組み、引き続き情報誌を休刊することなく発行し、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|---------------------------------------|
| | | | <p>◇イ 情報利用者の満足度</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある</p> <p>a：達成度合は、120%以上であった</p> <p>b：達成度合は、100%以上120%未満であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p> | <p>1,275件、回収率31.4%）（別添5-3）</p> <p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査の集計結果は5段階評価の平均値は4.2であり、目標の4.0を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畜産の情報」の評価結果：4.2 ・「野菜情報」の評価結果：4.3 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.1（別添5-3） | <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>情報利用者の満足度は、中期計画・令和2年度計画における目標（4.0）以上を達成できた。達成度合は105%（4.2/4.0×100）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |
| <p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p> | <p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p> | <p>イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p> | <p>◇ウ 情報提供内容等の改善等</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。</p> <p>また、新型コロナウィルスの感染拡大の影響に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイミングで情報をホームページに掲載するとともに、</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行なうことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p> |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>情報誌に整理再掲載し、後日参照可能な資料としてのニーズに応えた。</p> <p>さらに、ホームページにおける畜産の情報のバックナンバーの検索機能について、検索範囲の拡充や検索時間の短縮といった利便性の向上に係る改修を行った。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の76%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | |
|--------------------|--|--|----------------------|--|
| 1-6 | 6 TPP等政策大綱への対応 | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化 | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、畜産経営の安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | — |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|-------------------------|------|-------|-----|-----|-----|-----------------------------|-----------------|------|-------|-----|-----|-----|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) (前中期目標期間最終年度値等) | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| | | | | | | | | | 予算額（千円） | | | | | |
| | | | | | | | | | 決算額（千円） | | | | | |
| | | | | | | | | | 経常費用（千円） | | | | | |
| | | | | | | | | | 経常利益（千円） | | | | | |
| | | | | | | | | | 当期総利益（千円） | | | | | |
| | | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | | | | | |
| | | | | | | | | | 従事人員数 | | | | | |

注) 前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
|--|--|--------|--|----------------|------------------------------|-------------------------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、 | 6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、 | — — | ○ 6 TPP等政策大綱への対応 TPP等への適切な対応 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分である | <主要な業務実績> — | <評定と根拠> — <課題と対応> — | 評定 — — 評定 — |

| | | | | | | | |
|--|----------------------|----------------------|--|--------------|--|--|--|
| | 協定発効後は、当該業務を適切に実施する。 | 協定発効後は、当該業務を適切に実施する。 | | り、抜本的な改善を要する | | | |
|--|----------------------|----------------------|--|--------------|--|--|--|

4. その他参考情報

特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|-------------------|--|--|--|
| 2-1～2-8 | | 2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 競争性、透明性の確保 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-4 業務執行の改善 (1) 業務全体の点検・評価 (2) 補助事業の審査・評価 | | | | 2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 (2) 効率的な事業の実施 2-7 I C Tの活用による業務の効率化 2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | | 行政事業レビューシート事業番号：0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190 | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) (前中期目標期間最終年度値等) | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率 | 毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制 | (平成29年度業務経費(附帯事務費)) | 平成29年度比で1.0%の抑制 | 平成30年度比で1.0%の抑制 | 令和元年度比で1.0%の抑制 | 令和2年度比で1.0%の抑制 | | |
| 業務経費(当年度予算額) | — | 2,984百万円 | 2,954百万円 | 2,924百万円 | ※ 3,533百万円 | 3,501百万円 | | |
| 対前年度平均縮減率 | — | — | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | | |
| 達成度合 | — | — | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率 | 毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制 | (平成29年度一般管理費) | 平成29年度比で3.0%の抑制 | 平成30年度比で3.0%の抑制 | 令和元年度比で3.0%の抑制 | 令和2年度比で3.0%の抑制 | | |
| 一般管理費(当年度予算額)(百万円) | — | 254百円 | 246百千円 | 239百万円 | 237百万円 | 231百万円 | | |
| 対前年度平均縮減率 | — | — | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 3.0% | | |
| 達成度合 | — | — | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 締結した契約件数(真にやむを得ない) | 競争性のある契約の実施 | 308件 | 322件 | 269件 | 220件 | 235件 | | |

| | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 随意契約及び少額随意契約を除く) | | | | | | | |
| 競争性のある契約とした件数 | — | 308 件 | 322 件 | 269 件 | 220 件 | 235 件 | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 企画競争・公募等を実施した随意契約の件数 | — | 89 件 | 16 件 | 50 件 | 35 件 | 31 件 | |
| 機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数 | 企画競争・公募等の掲載 | 89 件 | 16 件 | 50 件 | 35 件 | 31 件 | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 事業数 | — | 13 事業 | 13 事業 | 15 事業 | 15 事業 | 12 事業 | |
| 公募を実施した事業数 | 全ての事業について公募の実施 | 13 事業 | 13 事業 | 15 事業 | 15 事業 | 12 事業 | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 公表回数 | | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | |
| 目標業務日以内に公表した回数 | 四半期終了月の翌月末 | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | 8回 | |
| 達成度合 | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。） | — | 5 事業 | 3 事業 | 3 事業 | 5 事業 | 4 事業 | |
| 事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数 | 全ての新規事業等に係る説明会等の実施 | 5 事業 | 3 事業 | 3 事業 | 5 事業 | 4 事業 | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 事業採択を行った件数 | | 90 件 | 137 件 | 86 件 | 126 件 | 132 件 | |
| 評価基準を満たしているものを採択した件数 | 評価基準を満たしているものを全て採択 | 90 件 | 137 件 | 86 件 | 126 件 | 132 件 | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 利用状況調査対象件数 | | 45 件 | 38 件 | 30 件 | 25 件 | 8 件 | |
| 利用状況を確認した件数 | 対象件数の全てを確認 | 45 件 | 38 件 | 30 件 | 25 件 | 8 件 | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 事後評価で効用が費用以下となった件数 | | 2 件 | 0 件 | 1 件 | 2 件 | 0 件 | |
| 現地調査等を通じ改 | 全て改善を指導 | 2 件 | — | 1 件 | 2 件 | — | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 善を指導した件数 | | | | | | | | |
| 達成度合 | — | 100% | — | 100% | 100% | — | | |
| 要領、実施計画及び交付申請の合計件数 | — | 1,202 件 | 1,352 件 | 1,285 件 | 1,455 件 | 1,210 件 | | |
| 目標業務日以内で承認通知及び交付決定の通知を行った件数 | 10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知 | 1,202 件 | 1,352 件 | 1,285 件 | 1,454 件 | 1,210 件 | | |
| 達成度合 | — | 100% | 100% | 100% | 99.9% | 100% | | |
| 新規等の補助事業数 | | — | 3 事業 | 4 事業 | 6 事業 | 2 事業 | | |
| 評価手法導入事業数 | 全ての対象事業に評価手法を導入 | — | 3 事業 | 4 事業 | 6 事業 | 2 事業 | | |
| 達成度合 | — | — | 100% | 100% | 100% | 100% | | |

※ 令和2年度予算額は前年度予算額にTPP発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------|------|---|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 第4 業務運営の効率化に関する事項 | 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | ◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | <p>評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、A評定が1、B評定が6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）</p> <p>中項目の総数：8 評定Sの中項目数：0×4点= 0点 評定Aの中項目数：1×3点= 3点 評価Bの中項目数：6×2点= 12点 評価Cの中項目数：0×1点= 0点 評価Dの中項目数：0×0点= 0点 （評価対象外：1） 合計 15点 (15/14=107%)</p> |
| 1 業務運営の効率化による経費の削減 | 1 業務運営の効率化による経費の削減 | 1 業務運営の効率化による経費の削減 | ○1 業務運営の効率化による経費の削減 | | | <p>評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | 計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 |
| (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | ◇ (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | <主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））を少なくとも対前年度比1%削減する。 s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上120%未満であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった | 小項目の総数：2 評定 s の小項目数：0×4点= 0点 評定 a の小項目数：0×3点= 0点 評価 b の小項目数：2×2点= 4点 評価 c の小項目数：0×1点= 0点 評価 d の小項目数：0×0点= 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100%) ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比1%の抑制が行われている。 ・一般管理費については、毎年度平均で対前年度比3%の抑制が行われている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし |
| | | | | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 | |

| | | | | | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|---|---|--|----|--|
| | (2) 一般管理費の削減 | (2) 一般管理費の削減 | (2) 一般管理費の削減 | ◇ (2) 一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | <主要な業務実績> 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、231百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。 (別添6-1) a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上120%未満であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった | <評定と根拠> 評定 b 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。 <課題と対応> 特になし | 評定 | b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |
| 2 役職員の給与水準 | 2 役職員の給与水準 | 2 役職員の給与水準 | 2 役職員の給与水準 | | | | 評定 | B <評定に至った理由> 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であるから、評定はBとした。 小項目の総数：1 評定 s の小項目数：0×4点= 0点 評定 a の小項目数：0×3点= 0点 評定 b の小項目数：1×2点= 2点 評定 c の小項目数：0×1点= 0点 評定 d の小項目数：0×0点= 0点 合計 2点 (2/2=100%) ・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和3年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.4となり、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当（管理職手当）にあたる職員の割 |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。 |
| | | | | | | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし |
| | | | | | | <その他事項> 特になし |
| | | | | | | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |
| 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 | 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況について公表する。 | 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況について公表する。 | ○ 2 役職員の給与水準 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | <主要な業務実績> 令和2年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.0となつたが、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当（管理職手当）が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和3年6月30日に公表した。 令和3年度においても、引き続き管理職の昇給幅の抑制等を行ったところ、令和3年度の指数は101.4となる見込みである。 | <評定と根拠> 評定 b 令和2年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。 <課題と対応> 特になし | |
| 3 調達等合理化 | 3 調達等合理化 | 3 調達等合理化 | ○ 3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組 | | | 評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：3 評定 s の小項目数：0 × 4点 = 0点 |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|
| | | | | | | <p>評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：3 × 2 点 = 6 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 6 点 (6 / 6 = 100%)</p> <p>・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> |
| 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増 | 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。)によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増 | 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。)によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増 | <p>◇ (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)とし、分子を競争性のある契約件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100% であった</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>「令和 3 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約(少額随意契約を除く。)のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約(31 件)について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約(235 件)全てについて競争性の</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>随意契約等審査委員会の活用等により、機構が締結した契約のうち、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全てについて、競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100% (235 件 / 235 件) であった。</p> <p>また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|--------------------------------|
| 加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。 | 加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。 | 競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。 | c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった | ある契約とした。 (別添6-2) また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。 (別添6-3) | <課題と対応> 特になし | |
| | | | ◇ (2) 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった | <主要な業務実績> 競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募により実施した随意契約(31件)全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行った。 (別添6-2) | <評定と根拠> 評定 b 企画競争、参加確認型公募により実施した31件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行うことができ、達成度合は100%(31件/31件)であった。 | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |
| また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 【指標】 入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標 | また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。 | また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。 | ◇ (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった | <主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和2年度の契約の状況を報告し点検を受けた。 | <評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。 | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|-----------|---|--|------|------|
| 期間実績：委員会を年1回開催) | 4 業務執行の改善 | 4 業務執行の改善 | c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ○ 4 業務執行の改善 | | 特になし | |
| | | | | | | 評定 B |

<評定に至った理由>

小項目の評定は a が 1、b が 4 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。

小項目の総数：6

評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点
 評定 a の小項目数：1 × 3 点 = 3 点
 評価 b の小項目数：4 × 2 点 = 8 点
 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点
 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点
 (評価対象外：1)
 合計 11 点 (11 / 10 = 110%)

・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。また、外部専門家・有識者からなる第 19 回 機構評価委員会を Web 会議により開催し、令和 2 年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施、委員会において、ホームページに関する指摘事項について、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られた。
 ・補助事業の審査・評価については、外部専門家・有識者からなる第三者委員会を Web 会議により開催し、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
 特になし
 <その他事項>
 特になし

| | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|----------------------------|
| 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。 | (1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。 | (1) 業務全体の点検・評価 ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。 | (1) 業務全体の点検・評価 ◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | <主要な業務実績> 年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。 また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業績の点検を実施した。 (別添6-4) | <評定と根拠> 評定 b 工程表に基づき四半期毎に点検・分析を行うことができた。これにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進捗状況及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |
| | イ 令和2年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。 | ◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | <主要な業務実績> 令和3年6月15日に「令和2年度業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第19回機構評価委員会をWeb会議により開催し、令和2年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 | <評定と根拠> 評定 b 業務実績の自己評価に当たって、第三者機関により点検・評価を受けることは独立行政法人通則法等には規定のない当機構独自の自主的取組であるが、機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。 <課題と対応> 特になし | <評定と根拠> 評定 b 業務実績の自己評価に当たって、第三者機関により点検・評価を受けることは独立行政法人通則法等には規定のない当機構独自の自主的取組であるが、機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。 | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |

| | | | | |
|--|---|--|---|--|
| | <p>ウ 第三者機関による令和2年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。</p> <p>(2)補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> | <p>◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b :取組は十分であった</p> <p>c :取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>令和2年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>委員会では、ホームページの利便性に関する指摘があった。このため、内容が更新されていないページについて、情報を整理するとともに、常に最新の情報が公開される仕組みに見直すなど公開情報の適正化を図った。また、消費者コーナーの料理レシピについて、写真の解像度アップや材料別やジャンル別構成への見直しを行った。さらに、畜産の情報のバックナンバーの検索機能について、検索範囲の拡充や検索時間の短縮に係る改修を行った。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>ホームページに関する委員会の指摘事項を真摯に反映することで、利用者の利便性の向上につなげるなど、業務運営の実質的な向上が実現できたため、a評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定 a</p> <p>第19回機構評価委員会において、ホームページに関する指摘事項があり、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p> |
| | <p>（2）補助事業の審査・評価</p> <p>令和2年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> | <p>◇ア 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b :取組は十分であった</p> <p>c :取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和2年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>補助事業の的確な進行管理とともに、令和2年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |
| | <p>（2）補助事業の審査・評価</p> <p>令和2年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> | <p>◇イ 第三者機関による事業の審査・評価</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>令和3年7月6日に</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|--------------------|
| | | <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ウ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>外部専門家・有識者からなる第 27 回補助事業に関する第三者委員会を Web 会議により開催し、事業の評価等を行った。</p> <p><主要な業務実績> 委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘事項はなかった。</p> | <p>補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定一</p> <p><課題と対応> —</p> | <p>評定</p> <p>—</p> |
| 5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 | 5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 | <p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p> | <p>○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分で</p> | <p><主要な業務実績> 令和 3 年度においては実績なし</p> <p><課題と対応> —</p> | <p>評定</p> <p>—</p> |

| | | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|------------------------|-----------------|---|
| | | | | | | |
| 6 補助事業の効率化等 | 6 補助事業の効率化等 | 6 補助事業の効率化等 | あり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ○ 6 補助事業の効率化等 | | | |
| (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助 | (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助 | (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助 | (1) 透明性の確保 ◇ア 分母を事業数（事業の性格・内容に照ら | <主要な業務実績> 令和4年度当初予算 | <評定と根拠> 評定 b | |
| | | | | | | 評定 B |
| | | | | | | <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：13 評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：10 × 2 点 = 20 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 (評価対象外：3) 合計 20 点 (20/20=100%) ・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。 ・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし |
| | | | | | | 評定 b |
| | | | | | | 法人の自己評価は、適当と認められる。 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|
| <p>事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p> <p>また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p> | <p>事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとともに、以下の取組を実施する。</p> | <p>助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとともに、以下の取組を実施する。</p> | <p>し、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。)とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> | <p>に係る畜産業振興事業及び令和 3 年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっての公募を行った。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産分野：年 1 回、10 事業 (別添 6-5) ・野菜分野：年 3 回、2 事業（契約野菜収入確保モデル事業、大規模契約栽培产地育成強化推進事業） | <p>畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は 100% (12 事業/12 事業) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> |
| <p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p> | <p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p> | <p>◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表</p> <p>分子を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を図るために、令和 3 年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産分野：年 4 回 ・野菜分野：年 4 回 | <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>提供すべき事業の概要等の情報を適切にホームページにおいて公表することができた。達成度合は 100% (8 回/8 回) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---------------------------------------|
| | | | 満であった | | | |
| | | | <p>◇ウ 事業説明会等の実施</p> <p>分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、</p> <p>① 畜産業振興事業において、必要なあった拡充3事業について、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜3回、酪農1回）を、Web方式も活用しつつ実施した。</p> <p>なお、継続事業についても同様の説明会（肉畜5回、酪農5回、全10回）及び現地確認調査（肉畜21回、酪農14回、全35回）を実施した。</p> <p>（別添6-6）</p> <p>② 野菜農業振興事業において、拡充事業（1事業）及び継続事業（2事業）について、事業実施主体に対する説明会等（21回）及び現地確認調査（10回）をWeb方式も活用しつつ実施した。</p> <p>（別添3-6）</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>新規・拡充事業を中心に事業説明会、現地確認調査等を計画的に行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大で対面による実施が制約される中、Web会議を利用するなどして事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は100%（4事業/4事業）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |
| (2) 効率的な事業の実施 | (2) 効率的な事業の実施 | (2) 効率的な事業の実施 | (2) 効率的な事業の実施 | | | |
| 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10業務日以内に承認等を行うとともに、施設 | 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。 | 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。 | ◇ア 事業の進行管理 | <p><主要な業務実績></p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施することができた。</p> | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|--------------------------------|
| 整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。 (第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%) | | | a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 進捗状況の管理を行った。 (別添6-7) | <課題と対応> 特になし | |
| | ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 | ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 | ◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組 | <主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。 (費用対効果・採択件数) ・食肉流通改善合理化支援事業 1件 | <評定と根拠> 評定 b 評価基準を満たしている事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は 100% (132 件/132 件) であった。 | 評定 b 法人の自己評価は、適当と認められる。 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | <p>内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p> | <p>(コスト分析・採択件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農経営支援総合対策事業 26 件 ・肉用牛経営安定対策補完事業 8 件 ・堆肥舎等長寿命化推進事業 25 件 ・畜産経営災害総合対策緊急支援事業 27 件 ・酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 45 件 <p>合計 132 件</p> | 特になし | |
| イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 | イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 | <p>◇ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績> 採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。</p> | <p><評定と根拠> 評定一</p> <p><課題と対応></p> | <p>評定</p> <p>—</p> |
| ウ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後 3 年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては 5 年目)までは利用状況の調査を行う。 | ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後 3 年目までのものの利用状況の調査を行う。 | <p>◇エ 設置後 3 年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては 5 年目)まで のものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数と</p> | <p><主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後 3 年目までのもの(8 件)について利用状況を確認した。</p> | <p><評定と根拠> 評定 b</p> <p><課題と対応></p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|
| | | <p>する。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> | | 特になし | |
| また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。 | また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。 | <p>◇オ 事後評価</p> <p>分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>目標年を3年としている施設1件について、事後評価報告書を微取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。</p> <p>その結果、投資効率が1以下となったものはなかった。</p> <p>（別添6-8）</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定一</p> <p>投資効率1以下のものはなかつた。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p> | <p>評定</p> <p>—</p> |
| エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を | エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計 | <p>◇カ 事務処理手続の迅速化</p> <p>分母を受理した要領、実施計画及び交付申請</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>進行管理システムの活用等により、事業実施主体から要領及び事業</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>進行管理システムの活用等により、速やかな</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | | | |
|----|---|--|---|--|--|---|----|---|
| | <p>受理した日から 10 業務日以内に承認等を行う。</p> <p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p> | <p>画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を 10 業務日以内とする。</p> <p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p> | <p>の合計件数とし、分子をこのうち 10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> | <p>実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数 1,210 件のうち 1,210 件が 10 業務日以内であった。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産分野 779 件/779 件 ・野菜分野 431 件/431 件 <p><主要な業務実績></p> <p>令和 3 年度拡充事業である畜産経営災害総合対策緊急支援事業及び種豚等流通円滑化推進緊急対策事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の新設又は見直しを行った。</p> <p><参考> コスト分析基準の新設又は見直しを行った事業</p> <p>1 新たに基準額を設定 畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち家きん経営災害緊急支援対策事業</p> <p>2 基準額を追加・見直</p> | <p>事務処理を行うことができた。達成割合は 100% (1,210 件/1,210 件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>新規等の補助事業について、適切な評価手法の導入を行うことができた。達成度合は 100% (2 事業/ 2 事業) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">評定</td> <td style="width: 90%;">b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> | 評定 | b |
| 評定 | b | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| | | | <p>し 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備</p> <p>◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績> 事業実施状況等を踏まえた結果、令和3年度において評価手法の改善等の必要がなかった。</p> <p><評定と根拠> 評定一</p> <p><課題と対応> —</p> | <p>評定</p> <p>—</p> |
| 力 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。 また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。 | 力 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。 (ア) 決算上の不用理由の分析を行う。 | <p>◇ケ 決算上の不用理由の分析 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績> 令和2年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和3年7月6日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。 (別添6-9)</p> | <p><評定と根拠> 評定b 不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|---|---|---|---|---|----|---|---|--|---|--|---|--|-------------------------------|--|-----------------|--|
| | | <p>(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。</p> | <p>◇コ 基金の見直し s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p><主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき5基金の見直しを行った。 このうち、使用見込みの低い食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業、畜産経営維持緊急支援資金金融通事業及び加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還させた。 (別添6-10)</p> | <p><評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> | <table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>b</td></tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr> </table> | 評定 | b | 法人の自己評価は、適当と認められる。 | | | | | | | | | |
| 評定 | b | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人の自己評価は、適当と認められる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 ICTの活用による業務の効率化 | 7 ICTの活用による業務の効率化 | 7 ICTの活用による業務の効率化 | | | <p>評定</p> <p><評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評定はAとした。</p> <p>小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：1×3点= 3点 評価bの小項目数：0×2点= 0点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 3点 (3/2=150%)</p> <p>・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> | <table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>A</td></tr> <tr> <td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評定はAとした。</td></tr> <tr> <td colspan="2">小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：1×3点= 3点 評価bの小項目数：0×2点= 0点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 3点 (3/2=150%)</td></tr> <tr> <td colspan="2">・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。</td></tr> <tr> <td colspan="2"><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</td></tr> <tr> <td colspan="2"><その他事項> 特になし</td></tr> </table> | 評定 | A | <評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評定はAとした。 | | 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：1×3点= 3点 評価bの小項目数：0×2点= 0点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 3点 (3/2=150%) | | ・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。 | | <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし | | <その他事項> 特になし | |
| 評定 | A | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <評定に至った理由> 小項目の評定はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評定はAとした。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小項目の総数：1 評定sの小項目数：0×4点= 0点 評定aの小項目数：1×3点= 3点 評価bの小項目数：0×2点= 0点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 3点 (3/2=150%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <その他事項> 特になし | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。 | TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。 | TPP等政策大綱に基づく制度改正、政府におけるテレワーク等の推進状況等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。 | ○7 ICTの活用による業務の効率化 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | <主要な業務実績> テレワークの円滑な実施のため、USB型シンクライアント機器(monoPack)等の職員への貸与期間を延長(都度貸与→長期貸与)した。 また、砂糖・でん粉関係業務について、売買申込に係る審査を電子化するため必要なシステム改修を行い、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きを完成させるとともに、財務会計システムについて、テレワーク時の経理伝票類の作成を可能とするリモート化の構築を行った。 さらに、肉用牛交付金システムについては、機構がデータを一元的に管理することで都道府県団体がオンラインで制度対象牛を登録等することを可能とするWeb化の作業を、指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムについては、指定乳製品等の輸入者などが輸入予定から検収までの情報をWeb上で入力・閲覧することを可能とするクラウド化の構築を、それぞれ行うとともに文書管理及び会計事務の電子決裁化について、令和4年度中の運用開始に向けたシステム構築等の準備を計画的に進めた。 | <評定と根拠> 評定a 新型コロナウイルス感染症拡大が継続し、職員が濃厚接触者として急遽在宅を余儀なくされる事態が頻発した中、USB型シンクライアント機器等の長期貸与等により、円滑にテレワークを実施することで、支障をきたすことなく業務を運営することができた。 また、各業務システムのWeb化を計画的に推進するとともに、国のサービスを活用して業務のオンライン化を進めるなど、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化に道筋をつけたことから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし | 評定 a 牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFF等を活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定したことは目標を上回る成果があったものと認められたためa評価とした。 |
|---|---|---|--|--|---|---|
|---|---|---|--|--|---|---|

| | | | | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--|--|
| | | | <p>このほか、機構業務に 係る手続き等について 関係者の利便性の向上、 業務運営の簡素化・効率 化等を図る観点から、令 和3年9月に「機構業務 のオンライン化に向け た基本的な推進方針」を 定め、オンライン化を実 施していないものにつ いて、原則、農林水産省 共通申請サービス (eMAFF) を活用するこ ととし、令和4年度中の 本格的運用に向けて、集 中的に実装作業に取り 組んだ。</p> | |
| 第5 財務内容の改善に に関する事項 | 8 砂糖勘定の短期借入 に係るコストの抑制 | 8 砂糖勘定の短期借入 に係るコストの抑制 | <p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基 準となる数値の 80%以上 120%未満であること から、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数： 1</p> <p>評定 s の小項目数： 0×4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数： 0×3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数： 1×2 点 = 2 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0×1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0×0 点 = 0 点</p> <p>合計 2 点 ($2 / 2 = 100\%$)</p> <p>・砂糖勘定の短期借入金の借入に当たり、一般 競争入札を実施したほか、借入期間を原則と して 1 週間以内とし、変動利率（日本円 TIBOR） を低く抑えることで、借入コストの削減が図 られている。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし</p> | |

| | | | | | |
|---|--|---|---|---|--------------------------------|
| | | | | | <その他事項> 特になし |
| 3 砂糖勘定の短期借入 れに係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損が あることから、「糖価調整 制度の安定的な運営に向 けた取組について」(平成 22年9月農林水産省公 表)に基づき負担者から の調整金収入及び生産者 等への交付金支出の適正 化等の収支改善に向けて 講じられている取組を踏 まえ、交付金の交付等を 適正に実施するとともに、 短期借入れを行うに当たっては、 短期金融市場の金利動向を踏まえた 適切な借入期間の設定等、 借入コストの抑制に努める。 | 砂糖勘定の累積欠損 があることから、「糖価 調整制度の安定的な運 営に向けた取組につい て」(平成22年9月農林 水産省公表)に基づき負 担者からの調整金収入 及び生産者等への交付 金支出の適正化等の収 支改善に向けて講じら れている取組を踏まえ、 交付金の交付等を適正 に実施するとともに、短 期借入れを行うに当た っては、短期金融市 場の金利動向を踏まえた 適切な借入期間の設定 等、借入コストの抑制に 努める。 | ○8 砂糖勘定の短期 借入に係るコストの抑 制（指標＝適切な方法に よる借入金融機関の決 定、適切な借入期間の設 定） s: 取組は十分であり、か つ、目標を上回る顕著な 成果があった a: 取組は十分であり、か つ、目標を上回る成果が あった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分で あり、改善を要する d: 取組は不十分であ り、抜本的な改善を要す る | <主要な業務実績> 短期借入金の借入れ に当たり、令和3年3月 15日に一般競争入札を 実施（応札金融機関：3 者）し、令和3年度の借 入金融機関を決定した 結果、借入利率のうち固 定利率（スプレッド）の 平均落札利率は、 0.1531%となった。 また、変動利率（日本 円TIBOR）については、 年末年始を除き全ての 借入期間を1週間以内 としたことにより、年間 を通じて0.00471%とな った。以上により短期借 入金の金利は、 0.05507%となった。（短 期プライムレート： 1.475%） | <評定と根拠> 評定b 競争性を持たせた借 入金融機関の決定及び 適切な借入期間の設定 により、借入コストの抑 制に努めることができた。 <課題と対応> 特になし | 評定 b 法人の自己評価は、適當と認められる。 |

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和3年度においては20件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(一者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②ICT 技術支援者から助言を得た上でシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したが、結果、一者応札は 39 件（前年度 40 件）となった。

(法人の長に対する報告)

令和 3 年 6 月 9 日に開催された第 13 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和 3 年度は指摘なし

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|---------------------|
| 3 | 財務運営の適正化及び資金の管理及び運用 |
| 当該項目の重要度、難易度 | — |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|--|-----------------------------|-------------------|--------------|------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 第5 財務内容の改善に関する事項 | 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略] | 第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略] | ◎第3 予算、収支計画及び資金計画 | | | 評定 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目の評定は、いずれもB評定であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) |
| 1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執 | 4 財務運営の適正化 | 4 財務運営の適正化 | ○ 1 財務運営の適正化 | | | 中項目の総数：2 評定Sの中項目数：0×4点= 0点 評定Aの中項目数：0×3点= 0点 評定Bの中項目数：2×2点= 4点 評定Cの中項目数：0×1点= 0点 評定Dの中項目数：0×0点= 0点 合計 4 点 (4／4=100%) |
| | | | | | | 評定 B <評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 |

| | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|---|
| | | | | | | <p>小項目の総数： 2</p> <p>評定 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点</p> <p>評定 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点</p> <p>評価 b の小項目数： 2 × 2 点 = 4 点</p> <p>評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点</p> <p>評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点</p> <p>合計 4 点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>・収益化単位の業務整理を行うとともに、予算と実績の管理を行い、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示できる体制が整備されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> |
| 独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 | 独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂) 等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 | 独立行政法人会計基準 (平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂) 等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 | ◇ (1) 収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | <主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5928 号) 等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。 | <評定と根拠> 評定 b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。 <課題と対応> 特になし | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p> |
| また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開 | また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開 | また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開 | ◇ (2) 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s : 取組は十分であり、 | <主要な業務実績> 令和 2 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示 | <評定と根拠> 評定 b 令和 2 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示 | <p>評定</p> <p>b</p> <p>法人の自己評価は、適當と認められる。</p> |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|---|---|---|--|
| | 示する。 | 示する。 | 示する。 | かつ、目標を上回る顕著な成果があつた a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | を行つた。 | セグメント情報の開示を行うことができた。 <課題と対応> 特になし | |
| 2 資金の管理及び運用 | 5 資金の管理及び運用 | 5 資金の管理及び運用 | ○ 2 資金の管理及び運用 | | | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1</p> <p>評定 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・事業資金等について、流動性の確保と元本保全を第一義としつつ、効率的な運用が行われている。また、資金の管理運用に関し、理事長を長とする資金管理委員会において、適切な資金管理の方針決定や実績確認が行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p> | |
| 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。 | 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。 | 資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意した効率的な運用（指標=毎月 2 回以上の運用、有価証券による運 | 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用（指標=毎月 2 回以上の運用、有価証券による運 | <主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支 | <評定と根拠> 評定 b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 | <p>評定 b</p> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|--|
| | | <p>(1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施する。</p> <p>(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p> | <p>用の実施)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)</p> | <p>払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施した。</p> <p>また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p> <p>(別添 7-1、7-2、7-3)</p> | <p>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | |
|--|--|--|--|---|---|--|

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 817 億円及び畜産業振興資金 2,178 億円（関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 385 億円を令和 3 年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、令和 3 年 5 月～9 月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。（別添 7-4、7-5、7-6）

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 35,612 | 31,118 | 22,283 | 9,131 | |
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | 608 | 880 | 4,855 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 351 | 586 | 553 | 592 | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 2,441 | 2,608 | 2,653 | 2,699 | |
| うち年度末残高(b) | 351 | 235 | 292 | 331 | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 14.4 | 9.0 | 11.0 | 12.3 | |

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 870 | 870 | 870 | 870 | |
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | 0 | 75 | 179 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 188 | 294 | 200 | 176 | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 793 | 737 | 633 | 674 | |
| うち年度末残高(b) | 188 | 106 | 94 | 82 | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 23.7 | 14.4 | 14.8 | 12.2 | |

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|---------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 27,622 | 25,293 | 17,078 | 7,181 | |
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | — | — | — | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | 354 | 414 | 564 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 80 | 162 | 152 | 160 | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 357 | 489 | 601 | 594 | |
| うち年度末残高(b) | 80 | 83 | 69 | 108 | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 22.4 | 17.0 | 11.5 | 18.2 | |

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | — | — | — | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 60 | 86 | 143 | 180 | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 926 | 1,007 | 1,035 | 1,039 | |
| うち年度末残高(b) | 60 | 27 | 99 | 94 | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 6.5 | 2.7 | 9.6 | 9.0 | |

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 2,960 | 2,960 | 2,341 | 1,080 | |
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | 254 | 388 | 408 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 15 | 30 | 50 | 68 | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 311 | 314 | 331 | 337 | |
| うち年度末残高(b) | 15 | 15 | 28 | 41 | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 4.8 | 4.8 | 8.5 | 12.2 | |

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

| | 平成 30 年度末 (初年度) | 令和元年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 3 年度末 | 令和 4 年度末 (最終年度) |
|------------------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 4,161 | 1,994 | 1,994 | — | |
| 目的積立金 | — | — | — | — | |
| 積立金 | — | 0 | 4 | 3,705 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 9 | 13 | 8 | 8 | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 54 | 61 | 54 | 55 | |
| うち年度末残高(b) | 9 | 5 | 3 | 5 | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 16.7 | 8.2 | 5.6 | 9.1 | |

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|--|---|---|----------------------|---------|-----------|-----|--|
| 4 | 短期借入金の限度額 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | — | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 行政事業レビューシート事業番号：0164 | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) (前中期目標期間最終年度 値等) | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | | |
| — | 第4 短期借入金の限 度額 | 第4 短期借入金の限 度額 | ◎第4 短期借入金の限 度額 短期借入金額の十分な 精査 | | | 評定 | B | 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、 当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」 を付したもの）の評定を点数化して行う。中項目 の評定は、B評定が1であり、これらの合計数値 の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満 であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の 項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。) |
| | | | | | | 中項目の総数：3 | | 評定Sの中項目数：0×4点= 0点 評定Aの中項目数：0×3点= 0点 評価Bの中項目数：1×2点= 2点 評価Cの中項目数：0×1点= 0点 評価Dの中項目数：0×0点= 0点 (評価対象外：2) 合計 2 点 (2／2 =100%) |
| | | | | | | 評定 | — | |
| | | | | | | — | | |
| 1 運営費交付金の受 入れの遅延等による資 金の不足となる場合に おける短期借入金の限 | 1 運営費交付金の受 入れの遅延等による資 金の不足となる場合に おける短期借入金の限 | ○1 運営費交付金の受 入れの遅延等による資金の 不足となる場合における 短期借入れ | <主要な業務実績> 資金の状況を常に把 握した結果、借り入れの必 要はなかった。 | <評定と根拠> 評定— | <課題と対応> | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|----------|---|
| | <p>度額は、単年度4億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p> | <p>度額は、4億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。</p> | <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> | <p>—</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評定 s の小項目数：0 × 4点 = 0点 評定 a の小項目数：0 × 3点 = 0点 評定 b の小項目数：1 × 2点 = 2点 評定 c の小項目数：0 × 1点 = 0点 評定 d の小項目数：0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は当省において決定するため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施する上で、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> |
|--|--|--|---|----------|---|